

介護職員処遇改善加算について

1. 介護職員処遇改善計画書の不備について

下記のような不備が多く見受けられます。再提出することとなりますので十分ご注意ください

提出書類名	不足・不備の内容																																				
1 介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2)	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 記入もれ (法人印 住所 法人名)																																				
(1) 賃金改善計画	<input type="checkbox"/> ①加算区分不明(○印をつけていない、両方についている) <input type="checkbox"/> ②算定対象月(4月～3月となっていない) <input type="checkbox"/> ③④見込額(③より④が多いことが必要)																																				
(2) キャリアパス要件	<input type="checkbox"/> 記入もれ、間違い (取得する区分に応じた要件を満足すること)																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>加算Ⅰ</th> <th>加算Ⅱ</th> <th>加算Ⅲ</th> <th>加算Ⅳ</th> <th>加算Ⅴ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件Ⅰ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>いずれか ○</td> <td>いずれか ○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要件Ⅱ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>職場環境等要件</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要件Ⅲ</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">※ ○：必須 —：不問</td> </tr> </tbody> </table>		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	要件Ⅰ	○	○	いずれか ○	いずれか ○	—	要件Ⅱ	○	○	○	○	—	職場環境等要件	○	○	○	○	—	要件Ⅲ	○	—	—	—	—	※ ○：必須 —：不問					
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ																																
要件Ⅰ	○	○	いずれか ○	いずれか ○	—																																
要件Ⅱ	○	○	○	○	—																																
職場環境等要件	○	○	○	○	—																																
要件Ⅲ	○	—	—	—	—																																
※ ○：必須 —：不問																																					
(3) 職場環境等要件	<input type="checkbox"/> 記入もれ (該当する項目には○印をつける)																																				
(4) 証明欄 (下)	<input type="checkbox"/> 記入もれ (日付 法人印 法人名 代表者名)																																				
2 事業所一覧表 (別紙様式2-添付1)	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 金額不整合 (計画書と金額が一致しない)																																				
3 労働保険に加入していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 最新版でない <input type="checkbox"/> 確認できる書類でない (証書写・納付書・申告書・通帳引落ペーヅ以外は不可)																																				
4 その他 ・キャリアパス要件Ⅲの根拠書類	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 根拠が不明確 <input type="checkbox"/> 根拠が不明確 (規程内に明文化されていること)																																				

2. 留意事項

- 介護職員処遇改善加算をあてられるのは、賃金や資格手当など、直接、介護職員の方へ支給されるものが対象です。研修費や交通費、飲食代、通信費、健康診断料などは、当該加算をあてることは不可であり、事業所での負担となります。(違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。)
- 介護職員処遇改善加算が支給される方は、辞令や雇用契約書により、介護職員として従事している介護職員のみが対象者となります。このことから、介護職員として従事していない管理者や生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等は支給対象外となります。(違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。)
- 介護職員処遇改善計画書の提出期限は例年、2月末日必着となっており、提出書類の適切性を審査し、適切であれば、4月からの算定を認めています。当該加算の新規取得や区分変更を行う事業所については、加算変更に係る届出書類の提出も、併せて必要となることから、提出期限を過ぎたの提出や書類の不備がある場合には、予定される時期での当該加算の算定が不可能となりますので、ご注意ください。